

回覧

まとい

消防情報誌



第49号 令和7年10月 発行 恵庭市消防本部予防課

秋  
の

# 全道火災予防運動

期間 10月15日(水)～10月31日(金)

全国統一防火標語

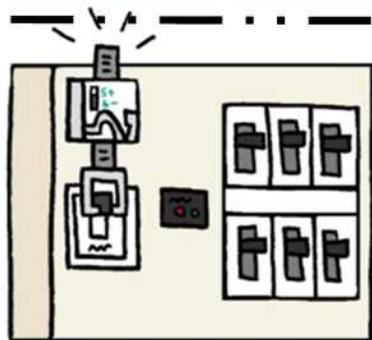
急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

もしもに備える (地震火災による注意点と対策について)



## 【地震による火災の原因】

- ・阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の約6割以上が電気関係の出火によるものでした。
- ・地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電復旧後の通電による火災のことです。



## 【感震ブレーカーとは】

- ・感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。
- ・感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

## 【設置する際の注意点】

- ・設置状況によっては、設定作動震度より小さい場合でも作動したり、逆に大きい場合でも作動しなかったりする場合があります。設置の有無に関わらず、自宅から避難する際はブレーカーを切るようにしてください。
- ・生命維持に直結するような医療用機器を、設置している場合は、平時から停電に対応できるようにバッテリー等を備えてください。
- ・夜間などに大規模な地震が発生し、感震ブレーカーが作動した場合、避難時の照明確保のために、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備しておきましょう。
- ・復電する場合は、事前にガス漏れ等がないことの確認や電気製品の安全確認を行ってください。



## 【最後に】

感震ブレーカーをつけておくといざというときに安心です。  
自分の家族の大切な命・財産をまもるために、できる限りの備えを行いましょう。



# 住宅用火災警報器

- 取付が義務付けられている場所
- ◇ 取付をおすすめする場所
- 階段: 寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。



## 恵庭市の取付場所

建物火災の内、約6割が住宅火災

火災の発見をいち早くキャッチ!

皆さんの**生命**と**財産**を守る  
**切り札**が住宅用火災警報器

**連動型住宅用火災警報器** もおすすめ  
 作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火災発生にいち早く気づけます。  
 部屋数の多い住宅にお勧めです。



## 点検や交換も必要

- 点検は定期的(少なくとも年2回)に実施しましょう。
- 設置から10年以上経過した場合は交換しましょう。
- 点検は本体のボタンを押すか、付属の紐を引いて点検ができます。(正常な場合は音声や警報音がなります)
- 住宅用火災警報器は家電販売店、ホームセンター等で販売しています。



住宅用火災警報器 交換のおすすめ  
**10年たったら、とりかえろ。**



総務省消防庁HPへ!

# 恵庭市消防本部からのお知らせ!

【お問合せ先】

恵庭市消防本部予防課 ☎0123-33-0990